

相手国・政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額の使用期限 (注2)	署名日 (別紙註日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ナウル	ナウル共和国政府に対する贈与 に関する日本国政府とナウル共和国政府との間の交換公文	ナウルの経済の構造改善努力推進及び債務問題を含むナウルの経済困難和に寄与するため、両政府の開局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。	100,000千円 _____	H20. 2.29 ナウルで (同日)	日本側 滑川雅士在ナウル ナウル側 キエレン・ケケ 外務・貿易大臣	H20. 3.11 150号

- (注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
 (注2)贈与の使用期限について定めのないものは、_____と記している。
 (注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
 (注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。